

## 長和町飲食業・飲食料品卸小売業事業継続給付金支給要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による「会食の自粛」及び「往来の自粛」などにより飲食業等が深刻な状況が続くなか、飲食業及び宿泊・飲食業に取引等のある飲食料品卸小売業の法人及び個人事業者等に対し事業継続するための必要な資金を助成することより、本町経済の安定と地域活力の増進を目的として給付金を支給します。

### 2 給付対象者

申請日時点で6ヶ月以上営業して事業を営んでいる中小企業者等で、次の(1)～(3)のどれか、その他についていずれにも該当するものとする。ただし、信州・長和町観光協会にて実施している「長和町誘客推進支援金事業」を受給している事業者を除く。

- (1) 町内に住所を有し、町内で事業を営んでいる飲食業及び飲食料品卸小売業（前条の趣旨によらない事業者を除く）であるもの。
- (2) 町内に住所が無く、町内で事業を営んでいる飲食業及び飲食料品卸小売業（前条の趣旨によらない事業者を除く）であるもの。
- (3) 町内に住所を有し、町外で事業を営んでいる飲食業及び飲食料品卸小売業（前条の趣旨によらない事業者を除く）であるもの。
- (4) 令和2年11月から令和3年1月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること。（令和2年2月以降の創業者についてはこの限りではない。）
- (5) その他町長が認める者
- (6) 給付金の支給後も事業活動を継続する意思があること。
- (7) 原則として、町税を滞納していないこと。
- (8) 原則として、県が実施する「新型コロナウイルス推進宣言の店」として宣言していること。
- (9) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）に規定する暴力団等に関与していないこと。

### 3 給付金額

上記(1)に該当する者は、令和2年11月から令和3年1月までの任意の1ヶ月を対象月とし、前年同月売上からの差額に対し以下の売上減少率に応じた額又は以下のとおりそれぞれに対し上限額を設け、いずれか低い額を支給する（千円未満切り捨てとする。）。

上記(2)・(3)に該当する者は、令和2年11月から令和3年1月までの任意の1ヶ月を対象月とし、前年同月売上からの差額に対し以下の売上減少率に応じた額の2分の1又は以下のとおりそれぞれに対し上限額を設け、いずれか低い額を支給する（千円未満切り捨てとする。）。

(1)～(3)とも、令和2年2月以降の創業者については、前年比較ができないため、創業後の売上の状況を見て、金額を決定する。

売上減少率	上記(1)に該当する者の上限額	上記(2)・(3)に該当する者の上限額
20%～40%未満	10万円	5万円
40%～70%未満	20万円	10万円
70%以上	30万円	15万円

#### 4 給付回数

1 事業者につき1回限りとする。

#### 5 申請期間

令和3年2月16日(火)から令和3年3月15日(月)まで

#### 6 申請書類

- (1) 長和町飲食業・飲食料品卸小売業事業継続給付金給付申請書兼請求書
- (2) 売上を証明する書類の写し
- (3) 通帳の写し
- (4) 本人確認書類の写し

添付書類の詳細につきましては、申請書兼請求書をご覧ください。

#### 7 申請方法

申請窓口は長和町商工会となります。申請する際は必ず商工会へ予約して下さい。  
長和町商工会(電話68-2651) 予約受付時間：平日の午前9時から午後5時

#### 8 給付金の支給

次の表のとおりとします。

申請受付	支給日
令和3年 2月16日～2月26日	3月 9日
令和3年 3月 1日～3月15日	3月22日

申請書兼請求書の審査を行い交付決定後「交付決定及び振込通知書」を送付します。

給付事業の効率化を図るため、振込先口座の記入について

- ・八十二銀行 丸子支店・信州うえだ農協 よだくぼ南部支所
- ・上田信用金庫 よだくぼ支店・長野県信用組合 丸子支店

をご指定ください。

※上記金融機関や支店が指定できない場合はご相談ください。

#### 9 問合せ

長和町商工会 電話0268-68-2651

長和町産業振興課商工観光係 電話0268-75-2047(直)